

1. 件名：「玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（高燃焼度燃料導入）に関する面談」

2. 日時：令和5年1月13日 16時20分～16時25分

3. 場所：原子力規制庁 8階北会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

伊藤安全審査官、中野安全審査官

九州電力株式会社： 担当1名

5. 要旨

- (1) 九州電力株式会社より、玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請（高燃焼度燃料導入）について、資料の提出があった。
- (2) これに対し、原子力規制庁は、引き続き申請内容について確認する旨を伝えた。
- (3) 九州電力株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 設置許可基準規則への適合性について（高燃焼度燃料の使用）＜補足説明資料＞
- ・資料2 玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第3条第2項第4号 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画について
- ・資料3 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 設置許可基準規則等への適合性について（原子力事業者の技術的能力）補足説明資料
- ・資料4 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書 補足説明資料
- ・資料5 玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について
- ・別紙 防護上の観点から公開できない資料について

以上